

寄附金等取扱規程

第1条 (目的)

この規程は、一般社団法人海の森サング再生プロジェクト（以下、「当法人」という。）への寄附金及び寄附物品等の寄附の取扱いに関する必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 (定義)

1. この規程において「寄附金」とは、当法人の業務の奨励を目的として寄附される現金、有価証券及び寄附物品等をいう。
2. この規程において「寄附物品等」とは、当法人の業務の奨励を目的として寄附される資材、部品等の物品及び機械装置工具、土地、建物等の有形固定資産並びに知的財産権等の無形固定資産を総称したものをいう。
3. この規程において「寄附申込者」とは、本規程の定めにより当法人に対し寄附金等の申込みを行う者をいい、「寄附者」とは、当該申込みの内容に応じて当法人に対し寄附金等の入金又は寄附物品等の引渡しを行った者をいう。
4. この規程において「使途特定寄附金」とは、寄附金のうち、寄附の申込みにあたり、寄附者があらかじめ使途を特定するものをいう。
5. この規程において「募集特定寄附金」とは、寄附金のうち、寄附の募集にあたり、当法人があらかじめ使途を特定するものをいう。
6. この規程において「一般寄附金」とは、寄附金のうち、寄附の申込みにあたり、寄附者があらかじめ使途を特定しないものをいう。
7. この規程において「返礼品」とは、当法人が定める寄附者に対する寄附金等との間で対価がない物品又はサービスをいう。

第3条 (寄附金等の性質)

当法人が受領する寄附金等は所得税法78条に定める特定寄附金に該当しないため、寄附金控除の対象とならない。

第4条 (運用及び受入基準等)

1. 当法人は、受け入れた寄附金等を、寄附者又は当法人の特定する使途に沿って有効かつ効果的に使用する。
2. 理事長は、寄附金等が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを受け入れない。
 - (1) 寄附金等により取得した財産を無償で寄附者に譲与する場合
 - (2) 寄附金等を受け入れて実施する研究等の当法人の業務において得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権並びにこれらに準ずる権利を寄附者に譲渡する又は使用させる場合
 - (3) 寄附金等の使用について、寄附者が会計監査その他これに類するものを行う場合
 - (4) 当法人が寄附金等を受け入れた後、寄附者がその意思により寄附金等の全部又は一部を取り消すことができる場合
 - (5) 寄附金等を受け入れることによって、当法人に過度の財政負担が生ずる場合
 - (6) 寄附者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条各号に該当するもしくは反社会的勢力であると認められる場合
 - (7) 法令その他規則に反する場合
 - (8) 社会通念上不適当と認められる場合
 - (9) 寄附者が反対給付を求める場合その他当法人の業務に支障があると認められる場合
3. 理事長は、寄附金等が前項各号に該当すると判断した場合には、寄附申込者又は寄附者に対して当該寄附金等を受け入れない旨通知するものとする。

第5条 (使途特定寄附金の申込手続)

1. 理事長は、寄附申込者による使途特定寄附金の申込みについて、当該寄附申込者の寄附の意思を表す文書（以下「寄附申込書」という。）の提出その他合理的な方法をもって受け付ける。
2. 前項に定める寄附の申込手続については、理事の協議によって変更できるものとする。

第6条 (使途特定寄附金の受入れ等の決定)

1. 理事長は、前条の申込みを受け付けたときは、寄附申込書等に記載された使途特定寄附金の使途が当法人の業務目的に合致すること及び当該申込みに係る使途特定寄附金が第4条第2項各号に該当しないことを確認する。
2. 前項に定める業務は、当該使途特定寄附金の定める使途に係る業務を担当する組織を所管する理事がこれを行う。
3. 前項の理事は、第1項に定める業務を行ったときは、その結果を理事長に報告する。
4. 理事長は、前項による報告を受けたときは、当該報告を基に使途特定寄附金の受入れの可否及び使途特定寄附金を使用する理事を決定する。
5. 前各項の定めにかかわらず、前条の申込みを受けた使途特定寄附金が寄附物品等であって、会計規程で定める固定資産及び棚卸資産のいずれにも該当しない場合については、当該使途特定寄附金の定める用途に係る業務を所掌する理事が前項の決定を行う。

第7条 (使途特定寄附金の受入れ可否決定後の手続)

1. 理事長は、前条第4項に基づき使途特定寄附金の受入れ可否を決定した場合は、その決定結果を寄附申込者に合理的な方法により通知する。ただし、寄附申込者が当該通知を希望しないときは、この限りでない。
2. 理事長は、受入れを決定した使途特定寄附金が現金又は有価証券の場合、会計規程に規定する収入又は支出に関する理事に対しその内容を通知する。
3. 理事長は、受入れを決定した使途特定寄附金が寄附物品等の場合であって、会計規程に定める固定資産又は棚卸資産に該当する場合には、その責任者である理事に、当該固定資産及び棚卸資産の取得に必要となる事務を行わせる。
4. 理事長は、受入れを決定した使途特定寄附金の入金、有価証券の受領又は寄附物品等の引渡しを受けた場合には、受領書を当該寄附者に送付する。ただし、寄附者が受領書の送付を希望しないときは、この限りでない。

第8条 (募集特定寄附金の募集提案及び決定)

1. 当法人の理事は、事業に関する募集特定寄附金の募集とその使途について、理事長に提案することができる。
2. 理事長は、前項の提案を基に、募集の実施の適否を決定する。
3. 担当理事は、前項の定めにより募集の実施が決定された場合は、募集に関する事務を行う。

第9条 (募集特定寄附金の申込手続)

1. 理事長は、寄附申込者による募集特定寄附金の申込みについて、当法人が指定した方法による入金、受領若しくは引渡し又は寄附申込書の提出その他合理的な方法をもって受け付ける。
2. 前項に定める寄附の申込手続については、理事の協議によって定め、かつ、変更できるものとする。

第10条 (募集特定寄附金の受入れの決定)

1. 理事長は、前条の申込みを受け付けたときは、当該申込みに係る募集寄附金が第4条第2項各号に該当しないことを確認する。
2. 理事長は、前項の確認結果を基に募集寄附金の受入れの可否を決定する。

第11条 (募集特定寄附金の受入可否決定後の手続)

1. 理事長は、前条第2項に基づき募集特定寄附金の受入れの可否を決定した場合には、その決定結果を寄附申込者に合理的な方法により通知する。ただし、寄附申込者が当該通知を希望しないときは、この限りでない。
2. 理事長は、受入れを決定した募集特定寄附金が現金又は有価証券の場合、会計規程に定める収入又は支出に関する責任者に対しその内容を通知する。
3. 理事長は、受入れを決定した募集特定寄附金が寄附物品等の場合であって、会計規程に定める固定資産又は棚卸資産に該当する場合には、担当理事に、当該固定資産又は棚卸資産の取得に必要となる事務を行わせる。
4. 理事長は、受入れを決定した募集特定寄附金の入金、有価証券の受領又は寄附物品等の引渡しを受けた場合には、受領書を当該寄附者に送付するものとする。ただし、寄附者が受領書の送付を希望しないときは、この限りでない。

第12条 (一般寄附金の申込手続)

1. 理事長は、寄附申込者による一般寄附金の申込みについて、当法人が指定した方法による入金、受領若しくは引渡し又は寄附申込書の提出をもって受け付ける。
2. 前項に定める寄附の申込手続については、理事の協議によって定め、かつ、変更できるものとする。

第13条 (一般寄附金の受入れの決定)

1. 理事長は、前条の申込みを受け付けたときは、当該申込みに係る一般寄附金が第3条第2項各号に該当しないことを確認する。
2. 理事長は、前項の確認結果に基づき、一般寄附金の受入れ可否を決定する。
3. 前2項に定める理事長の権限は、総務部長が専決する。
4. 総務部長は、理事長に対し、第2項による一般寄附金の受入れ可否の結果について、当該受け入れ可否を決定した日の属する事業年度分について、入金、有価証券の受領又は寄附物品等の引き渡しを受けた後、年度分を取りまとめて速やかに報告する。

第14条 (一般寄附金の受入れ可否決定後の手続)

1. 理事長は、前条第2項に基づき一般寄附金の受入れ可否を決定した場合は、その決定結果を寄附申込者に通知する。ただし、寄附者が当該通知を希望しないときは、この限りでない。
2. 理事長は、受入れを決定した一般寄附金が現金又は有価証券の場合、会計規程第4条第1項に規定する収入又は支出に関する責任者に対しその内容を通知する。
3. 理事長は、受入れを決定した一般寄附金が寄附物品等の場合であって、会計規程に定める固定資産又は棚卸資産に該当する場合には、資産取扱要領第6条第1項に定める資産責任者の取得に必要となる事務を行わせる。
4. 理事長は、受入れを決定した一般寄附金の入金、有価証券の受領又は寄附物品等の引渡しを受けた場合には、受領書を当該寄附者に送付する。ただし、寄附者が受領書の送付を希望しないときは、この限りでない。
5. 理事長は、前条第4項により理事から一般寄附金の受入れを決定した旨の報告を受けた後、一般寄附金の用途を決定する。
6. 第1項から第4項及び第6項に定める手続きに必要な事項は、理事の協議によって定め、かつ、変更できるものとする。

第15条 (寄附金等の返還)

当法人が、寄附者から寄附金等を受領した後に、第4条に定める受入基準を満たさないことが明らかになった場合には、寄附者に対して、これを返還しない。

第16条 (使途変更)

理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、寄附金等の使途を変更することができる。

- (1) 寄附金等の使途となった活動が目的を達成又は終了し、寄附金に残額が生じたとき
- (2) 使途として特定された活動が中止されたとき

第17条 (募金箱の受入れに関する特例)

募金箱に入金される方法(募金箱により行われる匿名の寄附であって、現金による受入れをいう。)によって行われる場合には、上記募集方法に関する規定については、適用しない。

第18条 (寄附金等の募集における遵守事項)

当法人は、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律に反することのないように適切な寄附金等の募集を実施しなければならない。

第19条 (その他遵守事項)

1. 当法人は、寄附者に対して、対価性を有する返礼品を交付してはならない。
2. 当法人が、寄附の申込みを受け又は過去に寄附を受けたことがある者との間で売買、請負等の取引契約をする場合、理事長及び契約担当者は経理規程を遵守し、その者に対して他の業者とは異なる特別の便宜を与えたり、取引に当たって有利な条件を設定したりしてはならない。

第20条 (寄附金等の公表)

当法人は、毎年度、受け入れた寄附金等の寄附額の合計について、当法人の公開ホームページにおいて公表するものとする。

第21条 (個人情報の保護)

当法人は、寄附者に関する個人情報について、関係規程等に基づき、適切に取り扱う。

第22条 (その他)

1. この規程の実施について必要な事項は、理事の協議によって定める。ただし、理事による協議が整わない場合には、理事長がこれを定める。
2. 理事長は、理事の協議が整わない場合には、使途特定寄附金、募集特定寄附金、一般寄附金及び募金箱による寄附金に関する手続き、運用方法その他必要事項を決定、変更することができる。